



### 質問 1

私は、今年2月にA株式1万株を購入しました。その際の購入資金1,200万円につきましては、全額借入金を充てました。またこの借入金に対する支払利子は1,045,000円ありましたが、A株式の配当金手取額604,808円と従来から持っていたB株式の配当金手取額350,152円、および手元現金90,040円で支払いました。

この場合の配当所得の金額はいくらになるのでしょうか。ちなみに、A株式およびB株式はどちらも上場株ではありません。

### 回答 配当収入－負債利子＝配当所得の金額

配当所得の金額は、原則としてその年中の配当等の収入金額です。ただし、株式その他配当所得を生ずべき元本を取得するために要した負債の利子で、その年中のその株式の所有期間に対応するものがある場合は、収入金額から次の算式で計算した負債の利子を控除した金額が配当所得となります。この場合に控除される負債の利子は、負債により取得した株式等の配当からだけでなく他の株式等の配当からも控除できます。

$$(\text{負債利子の年額}) \times \frac{(\text{負債により取得した株式を所有していた月数})}{12 (\text{または取得から年末までの月数})} = \text{控除される負債の利子}$$

注) 1ヵ月未満の端数はひと月とする

なお、株式を取得するために要した借入金の利子がある場合において、その株式を譲渡したときには、その譲渡した年の借入金の利子は、株式の譲渡に係る譲渡所得等の金額から控除することとされています。

ご質問の場合は、株式等の譲渡がないことを前提としますと、次のようになります。

①配当所得の収入金額 1,200,000円

A株式 604,808円 ÷ (1 - 0.2042) = 760,000円

B株式 350,152円 ÷ (1 - 0.2042) = 440,000円

注) 非上場株式の場合

②元本(株式)を取得するために要した負債の利子 1,045,000円

1,045,000円 × 11/11 = 1,045,000円

③配当所得の金額 155,000円

1,200,000円 - 1,045,000円 = 155,000円

なお、確定申告に当たり適用する配当控除額は配当所得の金額155,000円の10% (課税総所得金額等が1,000万円を超える場合、その1,000万円を超える部分に相当する金額については5%) となります。

また、申告納税額を計算する際に控除する源泉所得税額 (所得税および復興特別所得税の合計額) は245,040円 (A株式760,000円 × 0.2042 + B株式440,000円 × 0.2042) となります。

なお、借入金で取得した株式が無配であってもその株式をその年中に保有していた期間に、その借入金につき支払った利子は負債利子として他の配当所得の収入金額から控除することができます。

また、借入金で取得した株式を売却した後において、その借入金を返済しないでそのまま残っている場合には、引き続いて負債の利子を支払っていても控除の対象とはなりませんのでご注意ください。